

令和 8 年度
琴浦町 教育認定（1 号認定）利用者負担額基準額表

令和 8 年 4 月 1 日施行

（月額・円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		副食費 （利用者負担額無償）
階層区分	定 義	
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0
2	市町村民税非課税世帯	
3	市町村税所得割課税額 48,600 円未満	
4－1	48,600 円以上 77,101 円未満	実費徴収
4－2	77,101 円以上 97,000 円未満	
5－1	97,000 円以上 133,000 円未満	
5－2	133,000 円以上 169,000 円未満	
6－1	169,000 円以上 235,000 円未満	
6－2	235,000 円以上 301,000 円未満	
7	301,000 円以上	

※ 市町村税所得割課税額が 77,101 円未満の場合、副食費は免除になります。

※ 副食費を算定する際の市町村民税計算に、寄付金控除、配当控除、外国税額控除及び住宅借入金等特別控除は適用されません。

備 考

1 令和 8 年 4 月から 8 月までの利用者負担額の算定について、住民税は令和 7 年度分が対象となります。令和 8 年 9 月から令和 9 年 3 月までの利用者負担額の算定について、住民税は令和 8 年度分が対象となります。

2 入所児童の父母の税額を合算します。ただし、父及び母のいずれもの前年収入が 103 万円以下である場合は、家計の主宰者の税額を合算します。

家計の主宰者とは下記の者です。

（1）保育所入所児を健康保険等において扶養家族としている者。

（2）その世帯において最多収入、最多納税の者。

なお、保育所入所児のいる世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合においては、同居の祖父母等は「家計の主宰者」とはなりません。

3 この表の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しません。

4 副食費は、各施設において実費徴収になります。私立園・広域入所の場合は、金額は各施設にお問合せください。町内公立園については月額：4,800 円とします。

5 年度内に階層区分の変更（税額修正等）があった場合は副食費が変更になる場合があります。

6 入所児童が世帯の第 2 子以降の場合は、副食費を無償とします。

7 3 人同時入所した場合、保護者の負担軽減のため、軽減制度の対象とならない児童を無償とします。